

郵便局等で所定額（令和5年10月現在1,500円）分の収入印紙を購入し、貼って下さい。

- ・必ず日本政府発行の収入印紙を貼ってください。地方自治体の発行する証紙ではありません。印紙税納付計器のスタンプも不可。
- ・1枚でこの金額のものはないので、何枚かを組み合わせて、この金額分を過不足のないように貼って下さい。（一旦、納付した手数料を返還することはできませんので、ご注意ください。）また、収入印紙が3枚以上になる場合は、縦に並べて貼って下さい。

- ・申請書の書き損じの場合を考え、収入印紙は申請書の記入が終わり、誤りのない事を確認してから貼るようにして下さい。
- ・収入印紙は消印しないで下さい。
- ・収入印紙1500円を超えて添付される場合には、以下の記載例を参考に、直筆で余白に記載して下さい。

【記載例】

収入印紙超過100円分については、返還を求めません。厚労 太郎

申請書の裏面に免許試験合格通知書を貼付しないで下さい。

免許申請書（裏面）

収入印紙以外のものを貼付しないで下さい。

様式第12号（第6条の3、第7条関係）（裏面）

【参考】

- ① 口角で表示される枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学読取装置（OCR）で読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り返したり、のり付けをしないでください。
- ② 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を漏れず記載する場合には該当事項を○で囲むこと。
- ③ 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明確に記載すること。
なお、欄名及び記載項目は同一の記入枠に「方」「月」「日」等と記入すること。
- ④ 免許申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事項を添付する書面（以下「本人確認書類」という。）並びに免許を受ける資格を有することを添付する書面を添付すること。
- ⑤ 免許更新・免許再交付申請の場合は、過去に受けたものにあっては本人確認書類、損傷によるものにあつては従前の免許証を添付すること。
- ⑥ 免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び記載事項の真似をする書面を添付すること。
- ⑦ 免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを添付する書面を添付すること。
- ⑧ 下記の免許種類コード表を参照して記入すること。
- ⑨ 旧表を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）の併記を希望しない場合は「0」、希望する場合には「2」を記入し、「併記を希望する氏名又は通称」欄に、希望する旧姓等を記入すること。
- ⑩ 下記の住所様・交付局コード一覧を参照して記入すること。
- ⑪ 住所と免許証の交付先が同じ場合は「0」、異なる場合は「1」を記入し、送付先欄に交付先を記入すること。
- ⑫ 免許証の交付先が住所と異なる場合は「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して記入すること。
注「1」が記入されていることを確認すること。
- ⑬ 当該免許申請の外に旧様式免許証を所持する者は、「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、⑩の下の該当する免許欄を○で囲み、所持免許申請欄（印刷）に記入すること。

（住所地・交付局コード一覧）

北海道…01	根 本…09	石 川…17	滋 賀…25	岡 山…33	佐 賀…41
青 森…02	野 田…10	山 井…18	京 都…26	広 島…34	長 崎…42
岩 手…03	堤 王…11	山 縣…19	大 阪…27	山 口…35	熊 本…43
宮 城…04	千 葉…12	長 野…20	兵 庫…28	徳 島…36	大 分…44
秋 田…05	東 京…13	岐 阜…21	奈 良…29	香 川…37	宮 崎…45
山 形…06	神奈川…14	静 岡…22	和歌山…30	愛 媛…38	鹿児島…46
福 島…07	新 潟…15	愛 知…23	鳥 取…31	高 知…39	沖 縄…47
茨 城…08	富 山…16	三 重…24	島 根…32	福 岡…40	

（免許種類コード表）

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	普通自動車二種	21	普通自動車一種	31	林業免許（主たる業務）
11	普通自動車一種	22	普通自動車二種	32	林業免許（主たる業務）
12	普通自動車二種	23	普通自動車一種	33	林業免許（主たる業務）
13	普通自動車一種	24	普通自動車二種	34	林業免許（主たる業務）
14	普通自動車二種	25	普通自動車一種	35	林業免許（主たる業務）
15	普通自動車一種	26	普通自動車二種	36	林業免許（主たる業務）
16	普通自動車二種	27	普通自動車一種	37	林業免許（主たる業務）
17	普通自動車一種	28	普通自動車二種	38	林業免許（主たる業務）
18	普通自動車二種	29	普通自動車一種	39	林業免許（主たる業務）
19	普通自動車一種	30	普通自動車二種	40	林業免許（主たる業務）
20	普通自動車二種	31	普通自動車一種	41	林業免許（主たる業務）

注1 取付後のことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

注2 取付後のことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

注3 取付後のことのできる機械の種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

注4 取付後のことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

注5 取付後のことのできる機械の種類を限定しないクレーン・ドリフト運転士免許をいうこと。（平成18年3月31日以前）

※同時に二つの申請を行う場合のうち、次の場合には、それぞれ別個の申請となり、申請書も個別に作成し、収入印紙もそれぞれについて貼付しなければなりません。

- （1）同時に2種類の免許申請を行う場合
- （2）新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の再交付又は書替申請を行う場合
（新たに試験に合格した方が、既交付の免許証の再交付、書替を申請する場合、既交付の免許証の再交付、書替の申請とあわせて住所地を管轄する都道府県労働局（又は交付局）で申請して下さい。）
- （3）新しい免許申請に併せ、既交付の免許証の免許更新申請を行う場合
- （4）免許更新申請と併せ、免許証の再交付又は書替申請を行う場合

収入印紙は、申請書に貼付しないこと。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼付すること。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼付すること。